大信上半期ディスクロージャー

2014

2014.4.1 ~ 2014.9.30

資料編

(バーゼルⅢ基準)

心・ふれあい

⑥ 大東京信用組合

http://www.daisin.co.jp/

●バーゼルⅢ第3の柱(市場規律)に基づく開示

定性的な開示事項(平成26年9月末:バーゼルⅢ基準)

1.自己資本の構成に関する開示事項

(1)自己資本の構成に関する開示事項

平成26年3月30日までは、自己資本額は主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されていましたが、平成26年3月31日から新規制となりTier1とTier2をコア資本として一本化されました。

コア資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。

コア資本に係る基礎項目は、毎期の利益より積み立てている内部留保金の他、お客様からお預かりしている出資金と旧Tier2の一般貸倒引当金及び土地

の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45パーセント相当額からなります。コア資本に係る調整項目は、経過措置による不算入額を含む調整項目からなります。

具体的な計算方法としては、「コア資本に係る基礎項目-コア資本に係る調整項目(経過措置による不算入額を含む)」が自己資本の額(分子)となります。 なお、平成26年9月末の自己資本の額は、経過措置による不算入額を含んでおります。

2.自己資本の充実度に関する事項

- (1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ① 当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に確保しております。質的に問題視される、繰延税金資産の自己資本額に占める割合は、ほとんど依存しない低い水準にあります。
- ② オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 当組合ではオペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動、もしく はシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスク」と位 置付けております。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、 法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識し、管理態勢の整備に努めております。

各リスクの認識と評価について、ALM委員会、オペレーショナル・リスク管理 委員会、事務部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会・ 常務会への報告を行う態勢となっております。

③ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は、リスクの計測に関しては基礎的手法を採用しております。

3.信用リスクに関する事項

- (1)リスク管理の方針及び手続の概要
- ① 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く職員に理解を促し、遵守させるとともに、各種リスクの中でも信用リスクが最重要のリスクであることの認識を徹底する態勢を構築しております。
- ② 信用リスクの管理にあたっては、小口多数取引によるリスク分散、業種別、大口与信先の管理、統計的手法によるVaR算出など、さまざまな角度からの分

析に注力しております。一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常務会への報告を行う態勢となっております。

③ 貸倒引当金は、「自己査定要綱」及び「償却・引当基準」に準拠し、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に適正に計上しております。その結果や手続きについて内部監査や外部監査人の監査を受けるなど厳正な会計処理に努めております。

4.信用リスク削減手法に関する事項

- (1)リスク管理の方針及び手続の概要
- ① 信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、貸出金と自組合預金の相殺などが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める「融資業務取扱要綱」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

② 当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、 経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に よる保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識し、極力担保又は保証に過度に依存しない態勢に努めております。その上で、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

③ 信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金、保証として政府・地方 公共団体、民間保証、その他担保でない預金等が該当します。そのうち保証 に関する信用度の評価については、保証の責任度合いにより、また、適格格付 機関が格付を付与している保証会社は、長期格付により判定しております。貸 出金と自組合預金の相殺は、債務者の担保手続きがなされていない定期預 金・積金を対象としております。

5.派生商品及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7.出資等エクスポージャーに関する事項

- (1)銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ① 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、そのうち、当組合が保有する上場株式、投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議・検証するなど、適切なリスク管理に努めております。
- ② 株式等への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・パランスに配慮した運用に心掛けております。
- ③ 当該取引にあたっては、当組合が定める「その他資金運用規程」や「その他資金運用取扱細則」に基づいた厳格な運用・管理を行い、その会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に依拠した、適正な処理を行っております。

8.金利リスクに関する事項

- (1)リスク管理の方針及び手続の概要
- ① 金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさします。
- 当組合においては、これら定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
- ② 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要 金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。
- ・計測手法:資産・負債とも金利更改ラダー表を使用したその他計算方式 (再評価法)
- ・再評価法による計算:再評価法は、先ず、現時点における資産・負債についてのキャッシュフローを計算し、現時点の市場金利から作成したイールドカーブと金利変動を織込んだ平行移動後の(各設定金利期間ごとの99
- パーセンタイル値の上昇)イールドカーブの2つで計算した現在価値の差額を取り、直接「金利ショック下での現在価値変動額」を計算する方法。
- ・コア預金の対象:要求払預金(当座・普通・貯蓄預金等)
- 算定方法:①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流失量を現在残高から差引いた残高、③現在残高の50%相当額の3つのうち最小の額を上限とする。
- 満期:5年以内(平均2.5年以内)
- ・金利感応資産・負債:預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅:99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値
- ・リスク計測の頻度:四半期(前月末基準)

1.自己資本の構成に関する開示事項

※バーゼルII基準に基づく平成25年9月期の情報は巻末をご覧下さい

(平成26年9月末:バーゼルⅢ基準)

(単位:百万円)

四方資本に係る基礎項目 (1)	23,044 15,013 8,030 597 597 230 23,873	1,322 - 1,322 - - - - - - - - -
ラち、出資金及び資本剰余金の額	15,013 8,030 - 597 597 - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
ラち、利益剰余金の額	8,030 - 597 597 - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
ラち、外部流出予定額(△) うち、上記以外に該当するものの額 □ア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、通格引当金コア資本算入額 ち、通格引当金コア資本算入額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ※別機関による資本の増強に関する措置を通じ発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 ※別機関による資本の増強に関する措置を通じ発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 □ア資本に係る基礎項目の額 (イ) □ア資本に係る基礎項目の額 (イ) □ア資本に係る基礎項目の額 (イ) □ア資本に係る基礎項目の額 (イ) □ア資本に係るもの類 うち、のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 ※延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 □□保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 ※数出資金融機関等の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、無延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	8,030 - 597 597 - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
ラち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格目資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公物機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 日地再評価額と再評価面前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る可能 第一方も、のれんに係るものの額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものな除く。)の額の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰起税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 青市協同組合連合会の対象普通出資等の額 青市協同組合連合会の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	- 597 597 - - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
ラち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格目資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公物機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 日地再評価額と再評価面前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る可能 第一方も、のれんに係るものの額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものな除く。)の額の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰起税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 青市協同組合連合会の対象普通出資等の額 青市協同組合連合会の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	597 - - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 多ち、適格引当金コア資本算入額 整格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 と	597 - - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 地南評価額と再評価値的・帳等価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る調整項目 (2) 悪形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 豪延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 延券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 遺債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 麼図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 ・特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、非延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額	597 - - - 230 23,873	- 1,322 - - - - - - - - - -
うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公物機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価値前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 延券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 第134年金費用の額 自13に保有も通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 ・・ ・・・ ・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・		- 1,322 - - - - - - - - - -
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公務関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価値前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 延券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	- 230 23,873 - - -	- 1,322 - - - - - - - - - -
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額と地再評価額と再評価値前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額(イ)コア資本に係る基礎項目の額(イ)コア資本に係る基礎項目の額(イ)コア資本に係る調整項目(2)無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額うち、のれんに係るものの額うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額の合計額がある不足額を作り当金不足額を作り当金をである。 通信の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額が14年金費用の額(自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額億図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額少数出資金融機関等の対象普通出資等の額第一時に係る10パーセント基準超過額第一方、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額である。対応表述の数額である。)に関連するものの額である。対応表述の数額である。)に関連するものの額である。対応表述の数額である。)に関連するものの額である。その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額である。その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額である。その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額である。その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額である。この15、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額である。この15、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額である。この15、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額である。この15、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- 230 23,873 - - -	- 1,322 - - - - - - - - - -
世地再評価額と再評価値前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る調整項目 (2) 悪形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 延券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	230 23,873 — — —	- 1,322 - - - - - - - - - -
コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 商格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 輸払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	23,873 - - -	- 1,322 - - - - - - - - - -
コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 髪延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 商格引当金不足額 直接化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 ラち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額	- - -	- 1,322 - - - - - - - - - -
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 商格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額	- - - - - - - - -	- 1,322 - - - - - - - - - -
うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 商格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、集延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- - - - - - - - -	- 1,322 - - - - - - - - - -
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 寺定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものの額	- - - - - - - -	- - - - - - -
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 商格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 持定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、長延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- - - - - - - -	- - - - - - -
適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 青定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	- - - - - - -	- - - - - -
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 詩定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	- - - - - -	- - - - -
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 同品の組合連合会の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、長延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- - - - - -	- - -
前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 一次の対象を通出である。 一次の対象を通出である。 一次の対象を通出である。 一方、その他金融機関等の対象を通出資等に該当するものに関連するものの額 一方、その他金融機関等の対象を通出資等に該当するものに関連するものの額 一方、その他金融機関等の対象を通出資等に該当するものの額 一方、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 一方、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 一方、その他金融機関等の対象を通出資等に該当するものに関連するものの額 一方、その他金融機関等の対象を通出資等に該当するものに関連するものの額 一方、操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- - - - -	- - -
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 一次の対象を通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- - - -	_ _ _
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- - - -	- - -
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
言用協同組合連合会の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	<u>-</u> -	
特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_
寺定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	_
	-	_
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	23,873	
Jスク・アセット等 (3)		
言用リスク・アセットの額の合計額	264,290	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,084	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,322	
うち、繰延税金資産	_	
うち、前払年金費用	_	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△751	
うち、上記以外に該当するものの額	513	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,221	
言用リスク・アセット調整額	_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	281,512	
シスクン とう はら 底の 日前 底 マーバー (二) 「一 (二) 「(二) 「一 (二) 「(二) 「(二) 「(二) 「(二) 「(二) 「(二) 「(二)		

(注) 1.自己資本比率の算出を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行 法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自 己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平 成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年9月末 においては旧告示に基づく開示、平成26年9月末においては新告示に基づく開示を行っております。な お、当組合は、国内基準を採用しております。

2.普通出資金又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額のうち主な内訳は右記のとおりです。

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。 なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1.出資金及び貸本業	余金の額	2.利益剰余金の額	
普通出資金	12,413	利益準備金	2,858
その他の出資金	1,550	特別積立金	3,880
資本準備金	1,050	繰越金(当期末残高)	1,292
計	15,013	計	8,030

発行主体	大東京信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	12.413百万円

2.定量的な開示事項(平成26年9月末:バーゼルⅢ基準)

(1)自己資本の充実度に関する事項

/ 334 /		\	
里11/	:	白万円)	

日に貝本の元夫反に対する争項	平成25年	王9月末	(単位:白力) 平成26年9月末		
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット 所要自己資本		
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	256,400	10,256	264,290	10,571	
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	256,400	10,256	263,206	10,528	
(i) ソブリン向け	2,732	109	3,118	124	
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	36,420	1,456	38,315	1,532	
(iii) 法人等向け	43,598	1,743	46,732	1,869	
(iv) 中小企業等・個人向け	29,959	1,198	29,655	1,186	
(v) 抵当権付住宅ローン	12,078	483	12,246	489	
(vi) 不動産取得等事業者向け	91,720	3,668	93,624	3,744	
(vii) 三月以上延滞等	4,043	161	4,153	166	
(wii)出資等	4,064	162	2,942	117	
出資等のエクスポージャー			2,942	117	
重要な出資のエクスポージャー			-	-	
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当する					
もの以外のものに係るエクスポージャー			1,252	50	
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項					
目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			1,642	65	
(xi) その他	31,783	1,271	29,524	1,180	
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-	
3 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			1,835	73	
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措			۸	۸	
置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 751	△ 30	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			-	-	
・中央清算機関関連エクスポージャー			-	-	
オペレーショナル・リスク	17,108	684	17,221	688	
単体総所要自己資本額(イ+ロ)	273,509	10,940	281,512	11,260	

- (注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 - 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 - 3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 - 4.「三月以上延滞等」とは、元本又は、利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 5. 「その他」とは(I)~(x)に区分されないエクスポージャーで、法人以外の名寄せ後1億円超、その他資産、有形固定資産(うち土地の評価前)、繰延税金資産(一時差異に係るもの)等が含まれます。なお、平成25年9月末の「その他」は、法人以外の名寄せ後1億円超、その他資産、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
 - 6. 上記、③は経過措置によってリスクアセットに算入される額で、具体的には無形固定資産・土地再評価差額金の合計額。 ④は、(ix)の金額を経過措置によってリスクアセットに算入されなかった額で具体的には、劣後ローンの△150%相当額が含まれます。 平成26年9月末の③、④については、下記の内訳となります。

1320 1373703 (1010 1010 1010 1010 1010 1010 1010 1							
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 リスク・アセット							
無形固定資産							
	有形固定資産のうち土地再評価差額金	513					
	= †	1,835					

9他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ	
クスポージャーに係る経過措置によりリスク・	リスク・アセット
アセットの額に算入されなかったものの額	
劣後ローン(500百万円×△150%)	△ 751

7.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ※粗利益の算出は、「粗利益一債券5勘定尻」で求めます

8.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

〈業種別及び残存期間別〉	•										(単位:	百万円)		
エクスポージャー区分			(фид. = >	ant Val E	信用し	ノスクエクスオ	ピージャー期 I	未残高				1 77 100		
業種区分			びその他の			券		の他	デリバティブ取引				エクスボ	上延滞 'ージャー
期間区分	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月		
製造業	19,379	24,013	12,271	10,288	7,094	13,700	13	25			454	380		
農業、林業	14	15	14	15	-	-	-	-			-	-		
漁業	-	-		-	-	-		-			_	_		
鉱業、採石業、砂利採集業	300	200	_	-	300	200	0	0			-	_		
建設業	27,032	25,994	26,532	24,992	500	1,000	0	1			2,086	2,169		
電気・ガス・熱供給・水道業	4,484	5,476	1,781	1,864	2,692	3,600	10	11			2	:		
情報通信業	3,329	3,249	3,329	3,249	-	-	-	-			11			
運輸業、郵便業	4,769	5,461	3,168	3,256	1,595	2,200	4	5			107	11		
卸売業、小売業	29,332	29,535	27,231	25,830	2,098	3,700	2	5			307	133		
金融業、保険業	174,985	194,451	710	547	12,698	12,800	161,576	181,103			-	-		
不動産業	110,601	113,409	109,499	111,405	1,100	2,000	1	4			1,242	1,168		
不動産業	44,447	49,039	43,345	47,035	1,100	2,000	1	4			904	564		
不動産業賃貸業	66,154	64,369	66,154	64,369	-	-	-	_			337	604		
物品賃貸業	36	64	36	64	-	_	_	_			0	(
学術研究、専門・技術サービス業	1,918	2,460	1,918	2,460	-	-	-	_			182	11		
宿泊業	2,680	2,552	2,680	2,552	-	-	-	_			-	_		
飲食業	13,605	12,801	13,605	12,801	-	-	-	-		1	85	117		
生活関連サービス業、娯楽業	8,621	8,179	8,621	8,179	-	-	-	-			42	6		
教育、学習支援業	109	103	109	103	-	-	-	-			1	-		
医療、福祉	1,081	989	1,081	989	-	_	-	_			15	_		
その他サービス	14,676	14,273	14,375	13,572	300	700	0	1			73	5		
国·地方公共団体等	32,295	22,972	259	226	32,030	22,730	5	15			-	-		
個人	69,397	68,334	69,397	68,334	-	-	-	_			1,034	810		
その他	23,863	21,355	1,599	915	-	-	22,264	20,439			-	-		
業種別合計	542,516	555,895	298,225	291,650	60,410	62,630	183,880	201,614			5,648	5,15		
1年以下	363,913	371,749	236,641	237,305	21,598	2,300	105,674	132,143						
1年超3年以下	61,993	60,628	29,494	27,529	2,898	8,499	29,600	24,600						
3年超5年以下	52,470	55,109	14,972	14,404	17,498	20,704	20,000	20,000						
5年超7年以下	12,906	12,552	8,106	5,752	4,799	6,800	-	-						
7年超10年以下	14,607	24,466	3,225	2,438	8,382	22,027	3,000	-						
10年超	9,301	5,094	1,068	795	5,233	2,298	3,000	2,000						
期間の定めのないもの	6,411	5,734	3,895	2,712	_	_	2,515	3,022						
現金その他	20,912	20,560	821	712	_	_	20,091	19,847						
残存期間別合計	542,516	555,895	298,225	291,650	60,410	62,630	183,880	201,614	1					

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、 デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額等の合計額です。
 - 2. [三月以上延滞エクスポージャー]とは、元本又は、利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 - 3.エクスポージャー区分の「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーを含んでおります。具体的には、現金、預け金、株式、投資信託、その他資産等、有形・無形固定資産、繰延税金資産が含まれております。
 - 4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 - 5.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 - 6.残存期間は金利満期(次の金利更改期を満期とする)としております。
 - 7.残存期間別の「現金その他」の項には、債務保証見返の残高を含みます。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期	当期》	期末残高	
		期 目 笈 向	増 加 額	目的使用	その他	州 木 笈 向
一般貸倒引当金	平成25年9月末	674	599	-	674	599
	平成26年9月末	592	597	-	592	597
個別貸倒引当金	平成25年9月末	1,162	897	277	885	897
	平成26年9月末	939	828	57	881	828
合計	平成25年9月末	1,837	1,497	277	1,559	1,497
	平成26年9月末	1,531	1,426	57	1,474	1,426

(注) 平成17年度より、部分償却を実施し、その額は25年9月末3,373百万円、26年9月末2,581百万円であります。

③ リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

		Tクスポー	-ジャーの額		
告示で定める	平成25年		平成26年9月末		
リスク・ウエイト区分(%)	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし	
0%	-	79,696	-	61,544	
10%	-	27,299	-	31,179	
20%	175,171	289	196,556	234	
35%	-	34,380	-	34,889	
50%	12,533	2,800	23,338	2,234	
75%	-	38,894	-	37,901	
100%	3,404	165,609	5,736	158,773	
150%	-	2,438	-	2,538	
250%	-	-	-	969	
1,250%	-	_	-	-	
その他	_	_	-	-	
合計	191,109	351,407	225,631	330,264	

- (注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
- 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
- 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは、含まれておりません。
- 4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成25年9月末は資本控除した額、平成26年9月末はリスク・ウエイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。
- 5.リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関
- エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

株式会社日本格付研究所

株式会社格付投資情報センター

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

スタンダード・アンド・プアーズ

(3)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法の状況

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	貸出金と自組	合預金の相殺	クレジット・ラ	デリバティブ				
ポートフォリオ	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末	25年9月末	26年9月末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,987	8,405	3,086	5,048	7,269	8,101		/
①ソブリン向け	330	328	-	600	869	869		
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	_	_	-	-	-	_		
③法人等向け	1,207	866	109	171	863	1,237		
④中小企業等・個人向け	5,584	5,230	1,804	2,648	2,259	2,201	/	
⑤抵当権付住宅ローン	114	112	449	371	485	461		
⑥不動産取得等事業向け	1,612	1,760	708	1,210	2,447	3,023		
⑦三月以上延滞等	3	0	2	0	0	0		
®その他	134	106	11	45	342	308		

- (注) 1.当組合は、適格金融資産担保については、簡便手法を採用しております。保証については、適格格付機関の格付が付与されているもの、国・地方公共団体等に準ずるもの及び政府保証債があります。貸出金と自組合預金の相殺は、担保手続きがなされていない定期預金・積金を対象としております。
 - 2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 - 3.「その他」は、①~⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には、名寄せ後1億円超の先が含まれます。

- (4)派生商品及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項該当ありません。
- (5)証券化エクスポージャーに関する事項 該当ありません。

(6)出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成25	年9月末	平成26	年9月末
区分	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,426	2,426	3,018	3,018
非上場株式等	1,872	1,872	1,872	1,872
合計	4,298	4,298	4,890	4,890

- (注) 1. [上場株式等]欄の金額は、平成26年9月末前1ヶ月の市場価格の平均値に基づき算出しております。
 - 2.「上場株式等」欄は、上場株式1,178百万円と、投資信託1,847百万円のうち金融機関及び証券会社向けエクスポージャー額6百万円を除いた金額1,840百万円の合計額を時価で記載しております。
- 3.「非上場株式等」欄は、非上場株式227百万円、時価のない出資として全信組連1,642百万円、及びその他の出資金2百万円との合計額を取得原価で記載し時価としております。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
売却益	232	93
売却損	_	-
償却	-	-

(注) 本欄は、株式及び投資信託の売却及び償却に伴う損益を記載しております。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
評価損益	192	304

(注) 本欄は、「その他有価証券」と区分している、株式及び投資信託の評価損益を記載し、貸借対照表上でそれぞれの科目に織り込まれております。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
評価損益	-	-

(注) 本欄は、子会社及び関連会社の評価損益を記載いたしますが、保有はございません。

(7)金利リスクに関する事項

① コア預金を考慮する

(単位:百万円)

	運用計	調達計	金利リスク	アウトライヤー比率
平成25年9月末	1,528	142	1,386	6.489%
平成26年9月末	1,243	48	1,195	5.260%

② コア預金を考慮しない

(単位:百万円)

	運用計	調達計	金利リスク	アウトライヤー比率
平成25年9月末	1,528	104	1,424	6.667%
平成26年9月末	1,243	19	1,224	5.388%

(注)当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、金利ショックを99パーセンタイル値で計測いたしました。

3. 自己資本の構成に関する開示事項

※バーゼルⅢ基準に基づく平成26年9月期の情報は2pをご覧下さい

(平成25年9月末:バーゼルⅡ基準)

(単位:百万円)

ピル皿 基準に基 ノヘ十成20中9月州の月報はZPをC見下でい	(単位・
75 D	平成25年9月末
項 目 (4つ%)	金額
(自己資本)	
出資金	13,398
非累積的永久優先出資	_
優先出資申込証拠金	_
資本準備金	1,050
その他資本剰余金	-
利益準備金	2,628
特別積立金	2,680
繰越金(当期末残高)	1,437
その他	_
自己優先出資	_
自己優先出資申込証拠金	_
その他有価証券の評価差損	_
営業権相当額	_
のれん相当額	_
企業結合により計上される無形固定資産相当額	_
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	_
基本的項目 (A)	21,194
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	230
	599
負債性資本調達手段等	342
負債性資本調達手段	_
期限付劣後債務及び期限付優先出資	342
補完的項目不算入額	_
補完的項目(B)	1,172
自己資本総額[(A)+(B)] (C)	22,366
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	_
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	_
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	_
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	_
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0	
ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	_
控除項目不算入額	_
控除項目計 (D)	_
自己資本額((C)-(D)) (E)	22,366
(リスク・アセット等)	22,000
資産(オン・バランス)項目	255 066
	255,966
オフ・バランス取引等項目	434
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	17,108
	070 500
リスク・アセット等計 (F) 単体Tier1比率(A/F)	273,509 7.74 %

⁽注) 1.「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は、国内基準を採用しております。

^{2.「}その他有価証券の評価差損」欄は、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。 なお、特例を考慮しない場合の金額と控除後の自己資本比率は次のとおりとなります。

[・]平成25年9月末は、「その他有価証券の評価差損」はありませんので自己資本比率は8.17%となります。